

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年10月14日（金）第354号の 5



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（※）
（人事課取扱い） 1

規 則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年10月14日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第42号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和32年鹿児島県規則第77号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 3 項 及 び 第 5 項 中 「その者」を「当該職員」に改め、同条第 6 項中「昭和26年鹿児島県条例第13号」の次に「。附則第 5 項において「給与条例」という。」を加える。

第 3 条 を 次 の よう に 改 め る。

第 3 条 地方公務員法第22条の 4 第 1 項又は第22条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額を、別表第 1 の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年鹿児島県条例第 4 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 3 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

附則に次の 1 項を加える。

- 5 給与条例附則第13項、第15項、第17項又は第18項の規定の適用を受ける職員に対しては、単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鹿児島県規則第62号）附則第 3 項の規定は適用しない。

別表第 1 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和 4 年鹿児島県条例第27号。以下「整備条例」という。）附則第24条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員の給料月額は、当該職員が改正後の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第 3 条に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の規則第 2 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第10条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている整備条例附則第24条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年鹿児島県条例第 4 号）第 2 条第 2 項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 整備条例附則第25条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の規則第 2 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。